

概要

1 審査基準を新設したもの

- (1) 技能講習修了証明書の書換え又は再交付（銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成20年法律第76号）による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第3項）
- (2) 年少射撃資格の認定（法第9条の13第1項）
- (3) 年少射撃資格認定証の書換え又は再交付（法第9条の13第3項）
- (4) 年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付（法第9条の14第3項）

2 審査基準を改定したもの

- (1) 銃砲又は刀剣類の所持の許可（法第4条第1項）
- (2) 許可に係る銃砲等の確認（法第4条の4第1項）
- (3) 講習修了証明書の書換え又は再交付（法第5条の3第3項）
- (4) 技能検定合格証明書の書換え又は再交付（法第5条の4第3項）
- (5) 国際競技に参加する外国人に対する所持許可（法第6条第1項）
- (6) 許可証の書換え又は再交付（法第7条第2項）
- (7) 猟銃又は空気銃の許可の更新（法第7条の3第1項）
- (8) 指定射撃場の指定（法第9条の2第1項）
- (9) 射撃指導員の指定（法第9条の3第1項）
- (10) 教習射撃場の指定（法第9条の4第1項）
- (11) 射撃教習を受ける資格の認定（法第9条の5第2項）
- (12) 教習資格認定証の書換え又は再交付（法第9条の5第4項）
- (13) 練習射撃場の指定（法第9条の9第1項）
- (14) 射撃練習を行う資格の認定（法第9条の10第2項）
- (15) 練習資格認定証の書換え又は再交付（法第9条の10第3項）
- (16) 国際競技に参加する外国人に対する許可の期間（銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第224号）による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第24条第2項）

3 処分基準を新設したもの

- (1) 認知症に係る指定医の診断書の提出命令（法第4条の3第2項）
- (2) 年少射撃資格者に対する指示（法第10条の9第2項）
- (3) 射撃指導員の許可の取消し（法第11条第6項）
- (4) 年少射撃資格の認定の取消し（法第11条の3第1項）
- (5) 年少射撃資格の認定の取消し（法第11条の3第2項）
- (6) 調査のための受診命令（法第12条の3）
- (7) 調査を行う間における銃砲又は刀剣類の提出命令（法第13条の3第1項）

4 処分基準を改定したもの

- (1) 許可猟銃等に係る打刻命令（法第4条の4第2項）
- (2) 指定射撃場の指定の解除（法第9条の2第2項）
- (3) 射撃指導員の指定の解除（法第9条の3第2項）
- (4) 教習射撃指導員の解任の命令（法第9条の4第3項）

- (5) 教習資格の認定の取消し（法第9条の5第3項）
- (6) 教習用備付け銃に係る打刻命令（法第9条の6第3項）
- (7) 教習射撃場の指定の解除、証明書交付の禁止（法第9条の8第1項）
- (8) 教習射撃場の指定の解除（法第9条の8第2項）
- (9) 練習射撃指導員の解任の命令（法第9条の9第2項）
- (10) 練習資格の認定の取消し（法第9条の10第3項）
- (11) 練習用備付け銃に係る打刻命令（法第9条の11第2項）
- (12) 練習射撃場の指定の解除（法第9条の12第1項）
- (13) 保管に係る銃砲に関する措置命令（法第10条の6第6項）
- (14) 猟銃等保管業者に対する措置命令（法第10条の8第2項）
- (15) 猟銃等保管業者の業務の廃止命令、停止命令（法第10条の8第3項）
- (16) 所持許可を受けた者に対する指示（法第10条の9第1項）
- (17) 銃砲等の所持許可の取消し（法第11条第1項）
- (18) 銃砲等の所持許可の取消し（法第11条第2項）
- (19) 取消し前の銃砲等の提出命令（法第11条第7項）